

審 査 基 準

令和7年8月8日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第2項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第105条（免許の失効）、第105条の2第1項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： ○ 自動車運転免許試験場 即日 ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間
申 請 先： 警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
問 合 せ 先： 警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5316）、警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：